

## 生涯スポーツ功労者表彰要項

この要項は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）表彰規程 11 条に基づき、協会の加盟団体の会員であって、その団体の健全な普及発展に貢献し、また地域社会や職場におけるスポーツの振興に尽力し功績顕著なものに対して表彰を行うことを目的とする。

- 1 表彰候補者の推薦基準は次のとおりとする。
  - (1) 協会加盟の地域別体育・スポーツ団体（区市町村体育・スポーツ協会等）並びに競技団体・種目団体において、スポーツの振興に尽力し、功績顕著な者
  - (2) 引き続き 10 年以上の活動歴を有し、現在も活動中の者で、当該年 4 月 1 日現在、満 50 歳以上の者
  - (3) 過去におけるスポーツに関する功績により、本協会をはじめ、東京都知事、東京都教育委員会、東京都生活文化局、東京都生活文化スポーツ局、東京都スポーツ振興局、東京都オリンピック・パラリンピック準備局の表彰、又は国の表彰、叙勲を受けた者は対象としない。

なお、東京都体育協会創立 50 周年及び 60 周年記念特別表彰を受けた者は、この要項に基づく生涯スポーツ功労者表彰を受けたものとみなす。

### 2 被表彰者の推薦

各加盟団体は、選考委員会等を開き、その議を経て生涯スポーツ功労者 1 名を推薦する。

### 附 則

- 1 この要項は、昭和 57 年 7 月 23 日から施行する。
- 2 この要項は、平成 24 年 4 月 1 日（公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日）から施行する。
- 3 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。